青森県報

第二千百二十一号

平成十五年一月十日（金曜日）

目次

告示

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……（健康福祉政策課）…一

○生活保護法による医療機関の指定……（同）…一

○結核予防補助金の基準……（健康医療課）…二

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……（高齢福祉保険課）…二

○公有水面埋立ての免許……（漁港漁場整備課）…二

人事委員会

○人事委員会規則七―一九（給料の調整額）の一部を改正する規則……（任用・給与グループ）…三

公安委員会

○型式の検定適合遊技機……（生活安全企画課）…四

告示

青森県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年一月十日

青森県知事　木村守男

名称	所在地	廃止年月日
高橋歯科医院	青森市古川三丁目一四の四	平成一四・一〇・三一
近藤医院歯科	上北郡野辺地町字野辺地一九五の一	一四・一一・一四
サカエ薬局五所川原	五所川原市弥生町一八の八	一四・一一・三〇

青森県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月十日

青森県知事　木村守男

名称	所在地	指定年月日
たかはし歯科クリニック	青森市古川三丁目一五の一	平成一四・一一・一
近藤医院歯科	上北郡野辺地町字野辺地一の四二	一四・一一・一五
サカエ薬局五所川原	五所川原市弥生町三	一四・一二・一

川原		
三本木薬局	十和田市西十二番町一七の三	一四・三・一七
ポニー薬局	上北郡七戸町字影津内九八の九	一四・三・一六

青森県告示第十四号

青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号）第二条第一項の規定により平成十四年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年一月十日

青森県知事　木　村　守　男

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。）の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基準額	補助対象経費
一　二百十八円にツベルクリン反応検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額 二　七十五円に保健所でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 三　四百五十六円に医療機関（保健所を除く。以下同じ。）でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 四　九十円に保健所で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 五　四百七十八円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 六　百十八円に保健所で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 七　五百六円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 八　二百九十二円に保健所で精密検査（事後措置としての精密検査を含む。以下同じ。）を受けた者の延べ数を乗じて得た額。ただし、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号。以下「規則」という。）第四条第二項ただし書の規定により直接撮影を省略した場合にあっては百六十五円に保健所で精密検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額 九　六千四百四十七円に医療機関で精密検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額。ただし、規則第四条第二項ただし書の規定により直接撮影を省略した場合にあっては五千五円に医療機関で精密検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額、やむを得ない事情で直接撮影のみを行った場合にあっては千七百十円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 十　四百五十二円にＢＣＧ接種を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四条第一項の規定により行う定期の健康診断並びに第十三条第一項から第三項までの規定により行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する経費

青森県告示第十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十五年一月十日

青森県知事　木　村　守　男

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名	指定居宅サービス事業者 主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所 名称	居宅サービス事業を行う事業所 所在地	指定年月日
株式会社藤館	青森市青柳二丁目三の一九	福祉用具貸与	ヘルスケア薬局	青森市青柳二丁目三の一九	平成一四・一二・二〇

青森県告示第十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年十二月二十七日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十五年一月十日

青森県知事　木　村　守　男

一　免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1　免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2　代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事　木村守男

二　埋立区域

1　位置

北津軽郡市浦村大字十三字通行道一一六の一及び一一七の一の地先公有水面

2　区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・六二九メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点　市浦村多角点十三漁港原点（X座標一一三四二八・八〇九、Y座標マイナス四二四七六・〇六〇）（北緯四一度〇一分一四秒、東経一四〇度一九分四二秒）から二二四度五三分一八秒三九二・五八メートルの地点

②の地点　①の地点から二七〇度〇分〇秒一四八・二五メートルの地点

③の地点　②の地点から〇度〇分〇秒八〇・〇〇メートルの地点

④の地点　③の地点から九〇度〇分〇秒六・〇〇メートルの地点

⑤の地点　④の地点から一八〇度〇分〇秒八・二五メートルの地点

⑥の地点　⑤の地点から九〇度〇分〇秒一一〇・〇〇メートルの地点

⑦の地点　⑥の地点から〇度〇分〇秒二六八・二五メートルの地点

⑧の地点　⑦の地点から九〇度〇分〇秒六六・一九メートルの地点

3　面積

二四、一〇六・〇六平方メートル

三　埋立てに関する工事の施行区域

1　位置

北津軽郡市浦村大字十三字通行道一一六の一及び一一七の一の地先公有水面

2　区域

次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・六二九メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点　市浦村多角点十三漁港原点（X座標一一三四二八・八〇九、Y座標マイナス四二四七六・〇六〇）（北緯四一度〇一分一四秒、東経一四〇度一九分四二秒）から二二二度〇八分五二秒四一五・六一メートルの地点

②の地点　①の地点から二七〇度〇分〇秒一七六・四二メートルの地点

③の地点　②の地点から〇度〇分〇秒一三一・七五メートルの地点

④の地点　③の地点から九〇度〇分〇秒一一六・〇〇メートルの地点

⑤の地点　④の地点から〇度〇分〇秒二六八・二五メートルの地点

⑥の地点　⑤の地点から九〇度〇分〇秒一〇〇・三〇メートルの地点

3　面積

四六、〇〇四・八五平方メートル

四　埋立地の用途

漁港施設用地

人事委員会

人事委員会規則七―一九（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年一月十日

青森県人事委員会委員長　増　田　孝　介

人事委員会規則七―一九（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一九（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一のあすなろ学園の項中

「

(1) エックス線等操作の作業に専従する診療放射線技師等	三
(2) 医師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師及び言語聴覚士 (3) エックス線等操作の作業に専従の指定を受けた補助職員（医療職㈢適用者を除く。） (4) 児童指導員及び保育士	二
(5) (1)から(4)までに掲げる職員以外の職員	一

」を

「

(1) 重症心身障害児病棟（以下「重障児病棟」という。）に勤務する看護師及び准看護師 (2) エックス線等操作の作業に専従する診療放射線技師等 (3) 児童指導員及び保育士（専ら重障児病棟以外の場所において業務に従事する者を除く。）	三
(4) 医師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師及び言語聴覚士 (5) 看護科長 (6) エックス線等操作の作業に専従の指定を受けた補助職員（医療職㈢適用者を除く。） (7) 児童指導員及び保育士（(3)に掲げる者を除く。）	二
(8) (1)から(7)までに掲げる職員以外の職員	一

」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―一九（給料の調整額）の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年一月十日

青森県公安委員会委員長　櫛　引　利　貞

遊技機の種類	型式名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRパンプキングT	豊丸産業株式会社
〃	CRトリプルウィングスM	株式会社サンセイアールアンドディ
〃	CRがんばれ桃太郎R	株式会社メーシー販売
〃	CRもののけやしきR	株式会社ミズホ
〃	CRジャイアント7L	タイヨーエレック株式会社
〃	CRジャイアント7R	〃
〃	CR・バットマンY	株式会社平和
〃	CRフィーバー花月JX	株式会社三共
〃	CRフィーバーワンダーパワフルFXW	〃
回胴式遊技機	アダムスファミリーA	アイジーティージャパン株式会社

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青　森　県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭